

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十八年六月二十二日第十四号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年五月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

取消番号	第二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年月日	平成二十八年四月二十八日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字菅原千四百六十五番四
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十七・四〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇